



お風呂とトレーニングジムで体を鍛えよう



茨城県社会保険協会では、会員の健康づくりの一環として屋内温水プール・トレーニングジム・温浴（風呂等）が利用できる施設の利用補助事業を実施いたしますので是非ご利用ください。

利用期間
利用施設
利用資格
利用方法
利用料金

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

「筑西遊湯館」 茨城県筑西市下川島471-2 TEL0296-33-5151

休館日：第2・4木曜日（祝日の場合、翌日が休館日になります。）1月1日

茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者
施設利用者は、受付に利用補助券と下記料金表の自己負担額を現金でお支払い下さい。

利用者区分	利用料金	
	正規利用額	補助券利用自己負担額
大人（中学生以上）	600円	400円
子供（4歳～小学生）	300円	200円
高齢者（満65歳以上の方）	500円	300円
障害者及び障害者の介助者	200円	100円
乳幼児（3歳以下）	無	料

《ご利用規定》

- ① 筑西遊湯館発行の回数券・優待券と利用補助券との併用利用はできません。
- ② 上記料金で全施設（プール・ジム・風呂等）が終日ご利用できます。
- ③ トレーニングジムの初めてご利用される方は、利用講習会を必ず受けていただきます。
- ④ トレーニングジムは高校生以上からご利用できます。
- ⑤ 小学3年生以下のお子様の施設利用は必ず保護者の同伴が必要です。（プールでは保護者も水着着用）

申込方法

下記「利用補助券申込書」を作成のうえ、返信用封筒に切手（82円）を貼り一般財団法人茨城県社会保険協会（〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階）までお申込みください。折り返し「利用補助券」をお送りします。

申込期限

令和2年2月28日までに申込み下さい。

その他

- ☆補助券は1人1枚1回限り有効です。
- ☆多くの会員事業所の方々にご利用いただくため、**1会員事業所10枚以内**とさせていただきます。
- ☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥー（シールを含む）をされた方の入場は、お断りいたします。
- なお、入場後に判明した場合は、すみやかに退場していただきます。
- ☆臨時休館日、施設内容など詳しくは施設にお問い合わせください。

お申込み・お問い合わせ

〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階 一般財団法人茨城県社会保険協会
TEL029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>

※ 社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営しています。

----- 切 - リ - 取 - リ - 線 -----

「筑西遊湯館」利用補助券申込書

○希望する申込枚数を記入してください

健康保険証の事業所記号（7桁又は8桁の数字） ※健康保険証カードの氏名上に記載されている記号（数字）	
申 込 枚 数	枚

上記のとおり申し込みします。

令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主名

事業所電話番号

⑩

*ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。